

少子化対策総合交付金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、少子化対策に取り組む市町村に対し、予算の範囲内において少子化対策総合交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付対象事業費及び補助率等)

第2条 交付金の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は別記1、別記2、別記3、別記4及び別記5のとおりとし、基準額、補助対象経費、補助率は、別表のとおりとする。

(交付金の交付対象者)

第3条 交付金の交付対象は、熊本県内の市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)とする。

2 交付対象事業を市町村以外の団体等が実施する場合、交付を受けた市町村は、交付対象事業が確実に遂行されるよう、当該団体等に対して所要額を交付するなど、必要な措置を講じなければならない。

(交付金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による交付金の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(交付金の交付条件)

第6条 交付金の交付条件は、規則第5条第1項各号に掲げるものとする。

2 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けるものとする。

(交付対象事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の交付対象事業の内容等の変更事由は、経費の変更(全体交付決定額を上回る場合に限る。)とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第4号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による交付対象事業の内容等の変更の決定通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定により知事が必要であると認める場合は、別記第6号様式により、交付決定した市町村に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。
2 前項の実績報告書の提出期限は、交付対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とする。

(交付金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による交付金の額の確定通知は、別記第8号様式により行うものとする。

(交付金の請求等)

第12条 規則第16条第1項の請求書は、別記第9号様式によるものとする。
2 規則第16条第2項に規定する概算払を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、別記第10号様式で請求するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(証拠書類の保管)

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 1 この要項は、令和元年（2019年）8月21日から施行し、平成31年（2019年）4月1日から適用する。

附 則

- 2 この要項は、令和2年（2020年）10月15日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

附 則

- 3 この要項は、令和3年（2021年）5月17日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

附 則

- 4 この要項は、令和4年（2022年）5月20日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

附 則

- 5 この要項は、令和5年（2023年）5月19日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。

別記1 結婚チャレンジ事業

1 事業内容

結婚を希望する者を社会全体で応援する環境づくりを推進するため、次の事業を実施する市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)または当該事業を実施する団体(以下「対象団体」という。)に助成を行う市町村に対し、予算の範囲内でその費用を交付する。

- (1)結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するパーティー、セミナー、文化・スポーツイベントその他結婚を希望する独身男女の出会いを創出する事業
- (2)上記(1)以外で市町村における結婚支援に資する事業

2 対象団体

対象団体は、県内に主たる事務所若しくは活動拠点を有し、地域において結を応援する活動に取り組み、若しくは取り組むことが見込まれる次に掲げる団体又は次に掲げる団体の職員や構成員等により組織された団体とする。

公益社団法人・一般社団法人

公益財団法人・一般財団法人

社会福祉法人

特定非営利活動法人

協同組合

商工会

商工会議所

労働団体

よかボス企業(よかボス企業募集要領第6条第2項により現に登録されている企業)

その他地域で活動する団体として市町村が適当と認める団体

- (2) 対象団体は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

団体の諸規程(定款、寄附行為、規約、会則等)が整備されていること。
補助事業を完遂する能力が認められ、団体として独立した経理を行っていること。

政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体でないこと。

特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者が構成員に含まれてないこと。

結婚相手紹介サービス業を営む企業・団体でないこと。

3 補助対象事業

事業実施年度の初日以降に市町村もしくは対象団体が実施する次の事業については、これを交付の対象とする。

- (1) 別記1の1(1)に定める事業について、事業実施年度内に開催終了する結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するパーティー、セミナー、文化・スポーツイベントその他結婚を希望する独身男女の出会いを創出する事業
- (2) 別記1の1(2)に定める事業について、市町村が取り組む結婚相談窓口や婚活コーディネーター事業の他、結婚を希望する独身男女の出会いの場の創出と結婚への意識醸成を図ることを目的として定期的(または不定期)に実施する事業

4 補助対象経費

補助事業に係る補助対象経費は、別表のとおりとする。

5 交付額の算定方法

交付額は、別表により算定した額とする。

ただし、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別記2 一般不妊治療費（人工授精）助成事業

1 事業内容

不妊に悩む夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦を含む。以下同じ。）の経済的負担を軽減するために、不妊治療（人工授精）に要する費用の一部の助成を行う市町村に対し、予算の範囲内でその費用を交付する。

2 対象者

本事業の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 医療機関において不妊症と診断された夫婦であること。
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること。
- (3) 人工授精を受けた日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して熊本県内に住民登録があること。

3 対象となる治療等

助成の対象となる治療は、令和4年（2022年）4月1日以降に治療を開始した保険適用の対象となる人工授精とし、事業実施年度の初日以降に市町村が助成したものとする。

ただし、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は除くものとする。

4 交付額の算定方法

交付額は、別表により算定した額とする。

ただし、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別記3 早産予防対策事業

1 事業内容

県内の低出生体重児の出生を減少させるために、妊婦に対する保健指導と併せて、早産のハイリスクの一要因である妊婦の感染症（絨毛膜羊膜炎及び歯周病）に係る次の検査又は健康診査（以下「検査等」という。）を実施する市町村に対し、予算の範囲内でその費用を交付する。

(1) 妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）における膣分泌物細菌検査

妊婦健診の初回受診時に、絨毛膜羊膜炎に係る塗沫検査（BVスコア）による膣分泌物細菌検査を実施する。

(2) 妊婦歯科健康診査

妊婦を対象とする歯周病疾患に係る歯科健康診査として、原則「歯周病検診マニュアル」（厚生労働省健康局作成：2015年）に沿って、下記の項目について診査を実施する。

問診

口腔内検査（現在歯・喪失歯の状況、歯周組織の状況）

検査結果の判定

2 補助対象経費

補助事業に係る補助対象経費は、別表のとおりとする。

ただし、事業実施年度の初日以降に実施された検査等を対象とする。

3 交付額の算定方法

交付額は、別表により算定した額とする。ただし、算定された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別記4 新生児拡大スクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）事業

1 事業内容

新生児を対象として、先天性代謝異常等を早期に発見し、早期に適切に治療を行うことで、重篤な症状や心身の障がい、発育不良、死亡等を予防するために行う新生児スクリーニング検査のうち、公費検査（20項目）以外の有料検査（ライソゾーム病（LSD）、重症複合免疫不全症（SCA）及び脊髄性筋萎縮症（SCID））を実施する市町村に対し、予算の範囲内でその費用を交付する。

2 補助対象経費

補助事業に係る補助対象経費は、別表1のとおりとする。

ただし、事業実施年度の初日以降に実施された検査等を対象とする。

3 交付額の算定方法

交付額は、別表1により算定した額とする。ただし、算定された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別記5 市町村事務費

1 事業内容

市町村が別記1、別記2及び別記3の事業すべてに取り組む場合、市町村が本交付金による事業を実施するための事務費を予算の範囲内において交付する。

2 補助対象経費

補助事業に係る補助対象経費は、別表のとおりとする。

3 交付額の算定方法

交付額は、別表の額とする。

ただし、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表 1

事業名		基準額	補助対象経費	補助率
別記 1 結婚チャレンジ事業		(1) 別記 1 の第 1 条第 1 項に 基づく事業 1 回あたり 100,000円上限	事業の実施に直接必要な経費 (参加者が個人的に消費する飲食 代、会場までの交通費、宿泊費等 の経費、備品購入費、事業者の経 常的経費及び人件費を除く。)	3 / 4
		(2) 別記 1 の第 1 条第 2 項に 基づく事業 各市町村ごとに上限を設定 (別表 2)	事業に必要な諸謝金、報酬、報償 費、旅費、需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借料 (参加者が個人的に消費する飲食 代、会場までの交通費、宿泊費等 の経費、事業者の経常的経費及び 人件費を除く。)	(1) 及び (2) の合算額 に対して補助率をかける
別記 2 一般不妊治療費(人工授 精)助成事業		夫婦 1 組につき 40,000円上限	不妊治療のうち、保険適用の対象 となる人工授精に要する経費	3 / 4
別記 3 早産予防 対策事業	(1) 妊婦健康診査 における膈分泌物 細菌検査	検査 1 回あたり 2,210円 (妊婦 1 人につき 1 回まで)	膈分泌物細菌検査に要する経費	3 / 4
	(2) 妊婦歯科健康 診査	健康診査 1 回あたり 3,720円 (妊婦 1 人につき 1 回まで)	妊婦歯科健康診査に要する経費	
別記 4 新生児拡大スクリーニング 検査(先天性代謝異常等検 査)事業		検査 1 回あたり 4,400円 (新生児 1 人につき 1 回まで)	有料検査(LSD、S A及びS CID)に要する経費	1 / 2 (熊本市のみ)
別記 5 市町村事務費		基本分: 100,000円 加算分: 別記 1 から別記 4 までの事 業の交付決定額の合計の 5 % 一部事務組合や広域連合で別記 1 の事業を実施した場合は、一部事務 組合や広域連合が市町村名を指定す ることにより、当該市町村で事業を 実施するとみなし、その交付決定額 をこの事業の算定に加える。	事業の実施に必要な事務経費(報 酬、共済費、報償費、旅費、賃 金、需用費(消耗品費、燃料費、 印刷製本費、修繕料)、使用料、 賃借料、役務費(通信運搬費、保 険料、手数料)、委託料、備品購 入費(単価 30 万円以上の備品を除 く)	定額

別表2(別記1(2)関係)

補助上限額	対象市町村一覧
30万円	玉東町、南小国町、小国町、産山村、高森町、津奈木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
40万円	人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、南関町、長洲町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町
60万円	荒尾市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、大津町、益城町、
80万円	八代市、玉名市、宇城市、合志市、菊陽町、
100万円	熊本市